

議案第六十五号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成五年七月十六日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成五年七月廿六日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

一	財産の種類	除雪ドーザー 車輪式八トン 一台
二	納入場所	三朝町役場
三	契約の相手方	東伯郡北条町大字江北一、一〇〇―二 東中国キャタピラー三菱建機株式会社 鳥取支店倉吉営業所長 山 神 悟
四	契約金額	一〇、五八八、四〇〇円
五	納入期限	平成五年十一月三十日
六	契約締結の方法	指名競争入札